

令和5年度
9月補正予算主要事業の概要
(事業別説明資料)



目 次

(飛騨市物価高騰対策 第5弾)

新規	低所得世帯等に対する灯油券の交付（総合福祉課・地域包括ケア課）	3
拡充	いきいき券の追加交付による高齢者等の生活支援（地域包括ケア課）	4

(その他)

新規	公共施設等におけるA E D屋外設置の推進（危機管理課）	5
新規	子育て世代と新たな関係を築く保育園留学の検証（総合政策課）	6
新規	障がい者等の地域共生・交流拠点の構築（総合福祉課）	7

新規 低所得世帯等に対する灯油券の交付

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
27,000	一般財源	助成金
		通信運搬費
(現計予算 0)		その他
	27,000	26,300
		350
		350

2 事業背景・目的

電気・ガス料金をはじめ食料品や生活必需品等の価格高騰が依然として続いており、特に所得の少ない世帯では日々の家計負担に大きな影響を与えています。また、政府による石油元売りへの支援施策も先行きが見通せない中で、本市のように冬期間における暖房が不可欠である寒冷地域では、燃料価格の高騰によって暖房機器の使用を控えるなど、市民の日常生活に支障を及ぼすことも懸念されます。

このため、市民生活における不安を解消するための対策として、令和4年度に引き続き、低所得者世帯等に対する冬季の暖房用の灯油代の支援を行います。

3 事業概要

市民税非課税世帯を対象に市内の灯油販売店舗等で使える「冬の^{ぬく}温とい暮らし灯油券」を交付し、低所得世帯の家計を支援します。

また、物価高騰が長期化する中で、常に在宅での介護を行っており暖房利用頻度が大きくなる世帯に対しても、現行の家族介護応援手当に加えて冬季間限定の対策として灯油券を交付することで家計を支援します。

なお、現下の原油価格情勢に鑑み、世帯当たり1.5万円分を支援します。

- (1) 対象世帯 住民税非課税世帯 (約2,000世帯)
家族介護応援手当支給世帯 (約100世帯)
- (2) 交付金額 灯油券15,000円分 (1,000円券×15枚綴り)
- (3) 交付時期 11月初旬より対象世帯に順次案内を送付



担当課：市民福祉部 総合福祉課 (☎0577-73-7483) 予算書：P. 20
地域包括ケア課 (☎0577-73-7469) 予算書：P. 20

拡充 いきいき券の追加交付による高齢者等の生活支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
26,700	ふるさと納税 1,700 一般財源 25,000	助成金 25,000 印刷製本費 900 その他 800
(現計予算 24,000)		

(※ただし、補正予算計上額は32,000千円)

2 事業背景・目的

市が定期的に行っている物価高騰による影響調査や地域見守り相談員による訪問活動の中で、高齢者世帯からは、生活費を節約するために外出や温浴施設の利用を控えたり、食料品や衣料品の購入を切り詰めているなどの意見が多く寄せられています。また、令和5年の改定によって年金支給額は増額となったものの、物価上昇率が年金改定率を上回っているため実質はマイナスの状況にあり、依然として高齢者等の生活を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

このことから、本年度も高齢者等の外出・生活サービスに幅広く利用できる「生活応援！いきいき券」を一人につき1冊追加交付することで、物価高騰による生活への影響の軽減を図り、高齢者の健康であんきな暮らしを応援します。

3 事業概要

高齢者等への物価高騰による生活への影響の軽減を図るため「いきいき券」を追加交付します。

- (1) 対象者 市内に住所を有して居住する、次の①～③のいずれかに該当する方
 - ① 70歳以上の方（昭和29年4月1日以前に生まれた方）
 - ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方
 - ③ 介護保険認定を受けている方※今年度、既にいきいき券の交付を受けた方も追加交付の対象です。
- (2) 交付額面 生活応援！いきいき券 4,500円分（100円×45枚）
- (3) 交付期間 令和5年10月10日～令和6年3月29日
※追加交付いきいき券の有効期限は、令和6年3月31日までです。
- (4) 申請方法 地域包括ケア課（ハートピア古川）又は各振興事務所窓口にて申請書及び対象者であることを確認できる書類等をご提出ください。

担当課：市民福祉部地域包括ケア課（☎0577-73-6233） 予算書：P.20

新規 公共施設等におけるAED屋外設置の推進

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
3,000	ふるさと納税	3,000 備品購入費
(現計予算 0)		3,000

2 事業背景・目的

市では、広範な市域における急病人等発生時の初動対応のため、市内各地の市有施設にAEDを設置しています。しかし、いずれの施設も屋内設置のため、屋外でAEDが必要なときでも施設閉館時には使用できない場合があります。また、市内の自主防災組織や建設業者等からは、活動時や業務中における急病人等の発生に備え、AEDを配備したいが高額であるため購入が困難との声も寄せられています。

こうしたことから、市全域の公共施設等におけるAED屋外設置を推進することで「24時間だれでも必要な時にAEDを使用できる」環境を整備し、市民等の救命率向上につなげます。

3 事業概要

今年度は、試行的に一部の市有施設に設置済のAEDを屋外に移設します。以降は、市民や施設管理者等の意見を集約しながら、公民連携のうえ公共施設等へのAED屋外設置を推進します。

①【新規】市有施設のAED屋外設置 (3,000千円)

現在、一部の市有施設に設置されているAEDを屋外の目に付きやすい場所（軒先、軒下、夜間照明のある箇所等）に移設します。なお、既存AEDは使用できる温度帯に限り（－5℃～50℃）があるため、移設に合わせて温度管理が可能な屋外用AED収納ボックスを設置します。

- ・飛驒市役所
- ・河合振興事務所
- ・宮川振興事務所
- ・神岡振興事務所
- ・古川町保健センター
- ・神岡町保健センター
- ・飛驒市図書館
- ・古川町公民館
- ・神岡町公民館
- ・文化交流センター
- (対象市有施設 10箇所)

②【新規】普通救命講習等の実施 (ゼロ予算)

市有施設のAED屋外移設に合わせて普通救命講習やAED講習会を開催し、施設近隣の市民や施設利用者がAEDを正しく取り扱うための知識技能習得の機会を提供することで、救命活動に参画できる市民を育成します。

担当課：総務部危機管理課 (☎0577-62-8902) 予算書：P.16

新規 子育て世代と新たな関係を築く保育園留学の検証

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
5,500 (現計予算 0)	ふるさと納税 5,500	委託料 5,500

2 事業背景・目的

近年、都市部では、ビル群の中にある保育園や園庭のない保育園が数多く存在し、のびのびとした自然環境の中で子育てをしたいと考える保護者が多くなっています。また、市内では、少子高齢化により保育園児数が年々減っていく中で、住民から保育園を活用した移住体験を行ってはとの提案が寄せられたこともありました。

こうしたことから、住民や首都圏の子育て世代のニーズに応えるべく、民間事業者が提供する「保育園留学[®]※」を導入し、田舎暮らし体験とのびのびとした自然環境の中で子育てができる機会を提供することで、新たな関係人口の創出・増加を図り、地域経済活性化につなげます。

※「保育園留学[®]」とは、株式会社キッチハイクが提供する地域と子育て家族をつなぐ留学プログラムで、全国で27自治体が導入（7月末現在）しており、2021年11月から2023年7月までの約2年間で216組の親子（約750名）の利用実績があります。

3 事業概要

民間事業者に委託し、受入手法等についての指導助言を得ながら本市独自の保育園留学プログラムを整備するとともに、本市の留学募集情報の制作と発信、留学希望者と市とのマッチングを含む保育園留学[®]の運用を開始します。また、令和6年度からの本格実施に向け、受入体制や制度運用に関して次の検証を行います。

(1) 受入を行う保育園及び体制等

保育園児の一時預かりが可能な河合保育園を実証モデルとして、園児の受入に際し必要となる設備、保育士配置等を検証します。

(2) 滞在施設

市内の一棟貸しゲストハウス等と調整・連携し、受入世帯が保育園留学中に滞在するための施設の規模や設備等を検証します。

(3) 保育園留学の募集

民間事業者が管理する保育園留学専用サイトで11月頃から募集を開始し、本市における保育園留学のニーズや募集手法を検証します。

(4) 保育園留学世帯の受入

保育園留学の仕組みを構築し、令和6年1月頃から受入を開始します。1世帯あたり約2週間の受入を行い、実際の受入の中で保育園留学全般の課題等を検証します。

担当課：企画部総合政策課（☎0577-73-6558） 予算書：P.16

新規 障がい者等の地域共生・交流拠点の構築

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
ゼロ予算	—	—
（現計予算 —）		

2 事業背景・目的

飛騨市社会福祉協議会がハートピア古川内へ事務所移転することに伴い、市では、同協議会が事務所として使用していた場所を含む古川町公民館1階スペースについて、障がい福祉向上に関わる団体によって有効活用することができないかを検討してきました。

関係団体と協議検討を重ねてきた中で、現在、同公民館内で障がい者の通所施設を運営する「吉城山ゆり園古川分場」と、ハートピア古川内に事務所を置く「古川町身体障がい者福祉協会」に共同利用いただくことで協議が調ったため、今後は古川町公民館1階スペースを市内の障がい者等の地域共生と交流の拠点として開設するとともに、障がい福祉の市民啓発と情報発信に資する場として運営することを目指します。

3 事業概要

① 障がい者等制作品販売ショップの新設（ゼロ予算）

古川町公民館1階に、障がい者等が制作した物品を販売するショップを11月上旬に新設します。吉城山ゆり園古川分場の焼きたてパンのほか、同園で制作されている物品を同園利用者自らが店員となって販売します。また、古川町身体障がい者福祉協会の事務局員も販売を支援するほか、他の障がい者就労継続支援施設や飛騨吉城特別支援学校で制作された商品の委託販売等を行うなど、同ショップを障がい者等の地域共生・交流の拠点として活用します。

② 行政財産目的外使用料の免除（ゼロ予算）

市では、障がい福祉サービス事業者や関係団体等が相互に連携・協力して、障がい者等の地域共生を図る取組を推奨するとともに、市として積極的に後方支援するため、本件取組に関しての市有施設の行政財産目的外使用料を免除することとします。なお、この免除趣旨については、市要綱等により明文化するものとします。

担当課：市民福祉部総合福祉課（☎0577-73-7483）